

特別欠席申請書

(教員名) _____ 様

学部 _____ 学科 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、下記のとおり貴教員の授業を欠席します（しました）が、「特別の理由による授業欠席者の取扱いについて（申合せ）」により、お取扱いくださるようお願いいたします。

記

欠 席 授 業 科 目 名	
授 業 の 日 時 限	年 月 日 (曜日) 時 限
欠 席 期 間	年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日)
<p>該当事由</p> <p>右記の該当する事項に○印を付し、下記担当の証明を受けてください。</p> <p>(1)健康管理センター (2)~(10)事務局教務担当 (11)指導教員 (12)事務局学生支援担当 (13)事務局就職支援担当 (14)事務局教務担当 (15)所属学部教務委員 (教員)</p> <p>※(1)(2)以外は、事前に申請しなければならない。</p> <p>※(1)(2)(13)の日数の考え方は裏面別表を確認すること。</p>	<p>(1) 感染症による出席停止 医師の診断書等を添付</p> <p>(2) 学生の親族の死去 会葬礼状等の写しを添付</p> <p>(3) 教育実習</p> <p>(4) 養護実習</p> <p>(5) 学校栄養教育実習</p> <p>(6) 企業実習（授業として行われるもの）</p> <p>(7) 社会福祉実習（事前実習指導を含む）</p> <p>(8) 看護臨地実習 (実習名：)</p> <p>(9) その他の実習（授業として行われるもの） (実習名：)</p> <p>(10) 介護等体験</p> <p>(11) 学会等での発表</p> <p>(12) 以下の文化・スポーツ競技会参加 参加を証明できる書類を添付 (大会名：)</p> <p>a) 四国地区大学総合体育大会</p> <p>b) オリンピック等、日本を代表して出場する国際大会</p> <p>c) 国民体育大会等、都道府県の代表として出場する国内大会</p> <p>d) 全日本選手権大会等、全国を統括する競技団体が主催する大会</p> <p>e) 全日本学生選手権大会等、全日本学生連盟が主催する大会</p> <p>f) 地区学生連盟が主催する大会 (西日本地区大会、中国・四国地区学生選手権大会等)</p> <p>(13) 就職活動 就職活動の内容を示す資料（日程を示すパンフレット等）を添付</p> <p>(14)風水害等により交通路が遮断された場合（通学路が確認できないと通学者自身が判断するような事態が発生した場合を含む） 交通路の遮断の理由書（通学路が確保できないと判断した具体的な状況や理由）を添付</p> <p>(15)その他、上記以外の事由で全学教務委員会が認めるもの (理由：)</p>
<p>本申請学生は、上記の欠席事由に該当する者であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">担当者名 ㊟</p>	

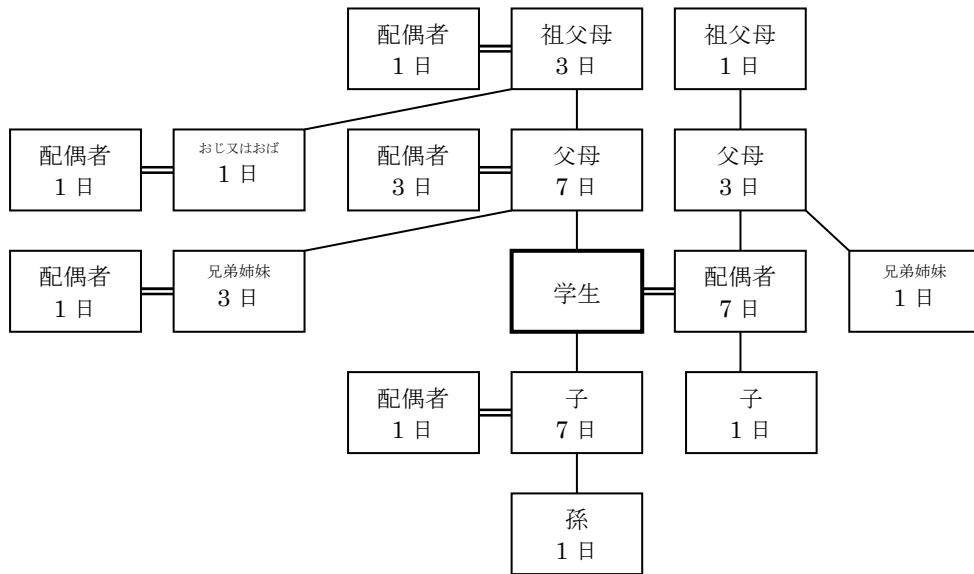
注) この申請書を提出しても欠席となります。ただし、授業担当教員の判断により学修評価を受ける資格（3分の2以上の出席）を満たさない場合に考慮されることがあります。
 根拠規定) 特別の理由による授業欠席者の取扱いについて（申合せ）(抜粋) 4 申請を受けた授業担当教員は、当該学生の出席日数が不足するため学修評価を受ける資格を得られない場合には、当該授業に出席したものとして取扱うことができる。

(別紙様式)

申請書の提出先：教務課

1. 忌引き欠席の対象範囲

※片道 6 時間以上の遠隔地の場合、往復日数を加算できる。(高知県の取扱いに準ずる)



2. 感染症における出席停止

分類	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 6 条 3 項 6 号に規定すると特定鳥インフルエンザをいう。なお、現時点で病原体の血清亜型は H5N1 及び H7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

3. 就職活動

就職説明会・就職試験（会社訪問、面接等を含む。）の実施日のみとする。